令和2年11月12日

各実施機関※1における個人情報保護管理者※2 殿

総務部総務課長

個人情報取扱事務調査について(依頼)

霧島市個人情報保護条例(平成17年霧島市条例第11号。以下「条例」という。)第14条第 1 項により、実施機関は、個人情報取扱事務(個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイル^{※3}を使用するもの)については、「個人情報取扱事務登録簿」(以下単に「登録簿」という。)を備えるものとされています。

つきましては、<u>来年度から新たに開始し、変更し、又は廃止(抹消)する個人情報取扱事務(今年度以前において新たに開始し、変更し、又は廃止(抹消)した個人情報取扱事務で、登録簿に登録、登録の変更若しくは廃止(抹消)処理をしていない事務を含む。)</u>について調査を行いますので、下記により回答してください。

なお、本調査の結果については、条例第14条第4項の規定により、霧島市個人情報保護 審議会^{※4}に報告する予定です。

記

1 回答方法

別紙「個人情報取扱事務調査実施要領」を参照し、「個人情報取扱事務台帳管理システム」により回答をしてください。

2 回答期限

令和2年11月30日(月)【期限厳守】

3 留意事項

(1) 霧島市個人情報審議会からの意見

平成31年3月22日(令和2年3月26日)に開催された霧島市個人情報保護審議会において、同審議会からは別紙のような意見が出されておりますので、当該意見に十分留意して個人情報を取り扱うようにしてください。

なお、本調査に当たっては、審議会からの意見中、特に1の内容に注意するように してください。

(2) 廃止(抹消)登録の取扱い

廃止(抹消)登録とは、単に当該事務を終了しただけでなく、個人情報を含む文書 及びデータのいずれをも完全に廃棄・消去したことを指します。

例年、<u>文書及びデータを完全には廃棄・消去していない(文書やデータが保存され</u>たままになっている)にもかかわらず、廃止(抹消)登録を行っているケースが見受けられるため、注意してください。

(3) 条例の適用が除外されている事務の廃止(抹消)登録

次の個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務の登録等に関し条例の規定の 適用が除外されているため、登録等の対象とはなりませんので、誤って登録されてい る事務があれば、廃止(抹消)登録処理をしてください。

- ア 市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、 給与若しくは福利厚生等に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの
- イ 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務
- ウ 上記事務のほか、実施機関の定める事務

【霧島市個人情報保護条例施行規則(平成 17 年霧島市規則第 18 号)第3条第3項】

- ・ <u>資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する</u> 個人情報を取り扱う事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の 送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの
- ・ 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する公文書を取り扱う事務
- ・ 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 公務員等又は公務員等であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、 立入検査証等専ら職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(4) 回答内容に対する照会

霧島市個人情報保護審議会に報告するに当たり、今回の調査により回答された内容 の詳細について照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

- ※1 市長(企業管理者の権限を行う市長を含む。)、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会をいう。
- ※2 保有個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの(公文書に記録されているものに限る)。)を取り扱う課等の長又はこれに代わる者をいう。
- ※3 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であって、個人の氏名、 生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができる状態で公文書に 記録されたものをいう。
- ※4 個人情報保護条例第47条により設置される附属機関であり、現在は、5名の委員(大学准教授、 弁護士、司法書士(2名)及び元大学教授)により構成されている。

提出及び問い合わせ先 総務部総務課文書法制グループ 担当 白濱(内線1141)

霧島市個人情報保護審議会の意見

1 「対象者の範囲」の明確化

○ 「対象者の範囲」に関しては、役所内だけで通用するような表現ではなく、一般の 市民が閲覧した際にもわかりやすい、かつ、明確な表現としていただきたい。

2 不必要な個人情報の収集の見直し及び必要な個人情報の収集

- 収集する個人情報については、自律的に見直しを行われている課等もあるだろうが、 本来的には不必要な個人情報であるにもかかわらず、慣習的に漫然と収集し続けてい る事例も多いものと見受けられる。
- 一方、困窮されている方々に対する支援のあり方なども多様になり、これに伴って 行政に対する期待感も高まってきている。その分、必然的に入手せざるをえない又は 各種措置を講じるに当たり重要な個人情報というものも増えてきているように思う。
- このようなことを踏まえれば、行政においては、収集する必要性のない個人情報は 収集せず、他方、収集する必要性のある個人情報については、積極的に収集していく といったメリハリのある対応が求められていることに留意していただきたい。